

平成 30 年 3 月 1 日

陸運安全協力会 会員各位

昭和四日市石油(株)四日市製油所  
操油課長 福間 秀文

昭和四日市石油(株)四日市製油所  
陸運安全協力会長 岩野 淳作

## ローリー ホイールボルトキャップの装着禁止について

平素、安全荷役ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

陸運安全協力会の月次安全パトロールにおいて、前輪にホイールボルトキャップを装着している車両が散見され、始業点検の有効性について疑念がもたれております。

道路運送車両法第四十七条の二により一日一回、その運行の開始前において自動車の点検が義務付けられています。日々の始業点検において、当該キャップを取り外して点検し点検後再度取り付ける操作が確実に実行されているのか疑念が指摘されております。

1 月 23 日の陸運安全協力会幹事会において協議の結果、四日市製油所に入構する車両については、ホイールボルトキャップの装着を禁止とすることに致しました。

各社運行管理者におかれましては、速やかに周知徹底をお願い申し上げます。

以上

いずれも 2018 年 1 月 23 日撮影  
ホイールボルトキャップ装着車輛の写真

